

(様式第4号)

高福第56号  
平成21年12月22日

太田市監査委員 高橋 嘉一郎 様  
太田市監査委員 荒井 昭男 様

太田市長 清水 聖義

監査結果に係る措置について（通知）

定期監査結果報告書（平成21年12月17日監委第86号）で報告のあった事項について、別紙「監査結果に係る措置通知書」のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 監査結果に係る措置通知書

【所属部所名 福祉こども部 高齢者福祉センター担当 】

監査結果 (指摘事項)	措置状況
<p>・公金の取扱いについては、内部けん制組織を整備し、管理を徹底されたい。</p>	<p>・定期監査の指摘事項(公表)により、「領収報告書」と「藪塚本町憩の家利用券」の金額に誤りがあり、「藪塚本町憩の家利用券」は、14件2,800円のところ、7件1,400円の「領収報告書」の記載があった。</p> <p>調査した結果、指定の現金保管場所以外のところから、7件1,400円の現金が発見され、12月14日指定金融機関に納入しました。</p> <p>このことから、福祉こども部では、12月15日に部内全職員に周知すべく課長会議を開催し、監査結果に基づいて事務改善事項及び監査調査書を全課で確認し水平展開を図った。</p> <p>さらに12月18日には老人福祉センター所長会議を開催し、課内での研修も実施しました。</p> <p>なお、このような状況から、次のとおり、課員に対し適正な事務処理についての指示を行い、水平展開することにより再発防止につなげ、より良いセンター運営に役立ててまいりたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 12月18日から「領収報告書」と「藪塚本町憩の家利用券」が一致するよう、「領収報告書」に「藪塚本町憩の家利用券」の番号を記載する等確認事務の徹底を図ること。</p> <p>② 老人福祉センター所長会議に監査指摘事項の結果をふまえ、周知徹底を図る。</p> <p>③ 毎日の公金収納の事務処理と確認者を別にもうけ最終確認は、所属長が行う。</p> <p>④ 現金の保管については、鍵のかかる所定の場所とする。</p> <p>また、本来の保管場所でない場所に現金を保管したことについては、職員への指示に遺漏があったことは重大であり、反省しています。</p>